

# 更新講習受講フローチャート

更新講習の受講が可能な期間か確認する

新免許状保持者(H21.4.1以降に初めて教員免許状を取得された方)は記載の有効期限の2年2ヵ月前から、旧免許状保持者 **P.2** へ

更新講習を受講する大学を選択する

お近くの大学へ問い合わせいただくか、下記URLでお探してください。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuink/kousinsei/index.html>

大学から更新講習の申込用紙を入手する

お近くの大学へ問い合わせいただくか、下記URLでお探してください。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoshokuink/kousinsei/index.html>

区分に従って、更新講習受講対象者の証明を入手する

**P.3** へ。 ※受講対象者の証明については下記URL参考。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=4833>

大学へ更新講習を申し込む

更新講習の受講を終えた方は下記 URL より、手続きをしてください。  
[http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin\\_recid=11526#shinsei](http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=5414&sin_recid=11526#shinsei)

■旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り

(表1)

平成21年3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちの方（平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方を除きます）の最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日 ～平成23年1月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日 ～平成24年1月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日 ～平成25年1月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日 ～平成26年1月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日 ～平成27年1月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日 ～平成32年1月31日

※ 平成21年3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちで昭和30年4月1日以前に生まれた方(※1)については、平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの場合(※2)を除き、修了確認期限は設定されません。(※2)の場合は表2適用)

(※1)の方については、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても教員免許状は失効しません。受講免除の申請も不要です。

(表2)

平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方（栄養教諭以外の職にある方も該当します）の最初の修了確認期限

	栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭免許状を授与された者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日

※ 旧免許状所持者の方で、平成21年4月1日以後に栄養教諭免許状を初めて授与された場合は、この表ではなく、(表1)により生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます。

受講対象者の区分		証明の方法
教育職員	教育職員 (免許法第9条の3Ⅲ①)	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は都道府県又は市町村の教育委員会
	校長(園長)、副校長(副園長)、 教頭	国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	実習助手、寄宿舎指導員、学 校栄養職員、養護職員	私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	(免許状更新講習規則第9条 I①)	共同調理場に勤務する学 校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は市町村の教育委員会
教育の職	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校 教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する 事務に従事している者(免許状更新講習規則第9条I②)	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者とし て免許管理者が定める者(免許状更新講習規則第9条I ③)	任命権者又は雇用者の証明
	その他文部科学大臣が定める者(免許状更新講習規則第 9条I④)	その者の任命権者又は雇用者の証明(予 定)
教員採用 内定者	教員採用内定者(免許法第9条の3Ⅲ②)	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者(免許状更新講習規則第9条Ⅱ①)	任用又は雇用予定の者の証明
教員採用 内定者に 準ずる者	認定こども園又は幼稚園と同一の設置者が設置する保育 所に勤務する保育士(免許状更新講習規則第9条Ⅱ②)	当該施設の設置者の証明
	教育職員となることが見込まれる者(臨時任用リスト搭 載車等)(免許状更新講習規則第9条Ⅱ③)	任用又は雇用する可能性がある者の証明

注) 1.現職教員の方は図の上部のあてはまる区分にて、受講対象者の証明をもらう。

2.大阪府で教諭・講師・非常勤講師として勤務していた者は、下記書類を用意して大阪府教育庁に受講対象者の証明を受ける。

- (1) 免許状更新講習受講対象者証明書交付請求書【請求用】・【証明用】→P4.5へ
- (2) 大学等に提出する講習受講申込書の写し
- (3) 返信用封筒(定形封筒。長形3号を推奨)

※郵送等による送付により申請する場合のみ、宛先は表紙参照

- (4) 大阪府内公立学校講師希望者登録票や教諭・講師等として任用されたことが確認できる資料

詳細・注意事項は「大阪府ピピっとネット>免許状更新講習の受講対象者の証明」(下記URL)にて確認してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=4833>